

「不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会」開催要項（案）

（名称）

第1条 本会は、「不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、不動産取引において、取引対象の不動産において過去に死亡事故が発生した事実など、心理的瑕疵をどのように取扱うかが課題となっており、このことが、既存住宅市場活性化の阻害の一因となっていることを踏まえ、心理的瑕疵に係る適切な告知、取扱いに係るガイドライン策定に向けた検討を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第4条 検討会に座長を置く。

（会議）

第5条 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 検討会の議事は非公開とする。
- 4 検討会の配付資料及び議事概要は、非公表とするが、座長の判断で公表することができる。
- 5 検討会の最終とりまとめ結果については、取りまとめ後公表する。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要項は、令和2年2月5日から施行する。

不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会

委員名簿

(敬称略・50音順)

委員	宇仁 美咲	岡本正治法律事務所 弁護士
	大津 隆紀	(一社)全国住宅産業協会 流通委員会委員
	川浪 達也	(一社)不動産流通経営協会 事務局次長
	熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
	佐々木 正勝	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 常務理事
	田代 雅司	(公社)全日本不動産協会 理事
	土田 あつ子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS消費生活研究所 主任研究員
	中城 康彦	明海大学不動産学部長
	中戸 康文	(一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部 主任研究員
	藤之原 正秋	(公財)日本賃貸住宅管理協会 副会長